友部土地改良区だより

第15号
令和6年6月
発行

水土里ネットともべ
友部土地改良区
〒319-0294 茨城県笠間市下郷5140
TEL 0299-45-0530・0531
FAX 0299-45-0532
～水土里ネットは土地改良区の愛称です～

友部土地改良区の概要

面積	組合員数	総代	理事	監事
425.0ha	926名	30名	17名	4名

理事長あいさつ

理事長　　小薗江　一三

季節のめぐりとともに荒寥とした水田も緑のジュータンを敷きつめた美田と変貌し、農繁期を迎えた組合員の皆様には多忙な農作業に従事されて居ることと思います。

世界を震撼させたコロナ禍も第5類に移行し沈静化に向い社会活動、経済活動もコロナ禍以前にもどりつつあり、一方ウクライナ、中東問題、円安と混沌とした世界情勢の中でエネルギー、穀物、生活用品の値上がりラッシュが続いております。

この様な状況の中で、食糧安全保障の観点から自給出来る食糧はいつ何時でも国の要望に応えるべく、農業従事者の減少、高齢化その他多くの諸問題の厳しい中において、水田農業の確立を目指し経営体事業の推進に取り組んで参りました。当事業も一部の地区を残し大方完了し、組合員の皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げます。

また、市当局の農政課、農業委員会のご協力を得まして農地の集積も進み、当事業と合せて大規模経営が可能になり、より生産性の高い農業経営が営まれることと思います。

会議を重ねております岩間、宍戸、笠間地区との合併につきましても、事務簡素化、能率化、諸経費の節減を図り、組合員の皆様にご了解が得られる様推進して参ります。

今後とも当改良区の運営にご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

会　計　報　告

令和６年度　予　算

令和6年3月22日開催の第19回通常総代会において、令和6年度収入支出予算が次の通り議決されました。

一　般　会　計　友部土地改良区内の全地区共通の経費（事務費）と各地区の維持管理費です。
（土地改良施設の補修費に充てるための積立を含む）

（単位：円）

収　入　予　算		支　出　予　算	
1. 土地改良事業収入（賦課金）	31,974,000	1. 土地改良事業費支出	28,372,000
2. 附帯事業収入	41,000	2. 一般管理費支出	2,721,000
3. 特定資産運用収入	36,000	3. 土地改良事業負担金支出	8,301,000
4. 補助金等収入	2,354,000	4. 借入金返済支出	23,283,000
5. 寄附金収入	1,000	5. 支払利息	370,000
6. 業務受託料収入	451,000	6. 出資金取得支出	10,000
7. 雑収入	284,000	7. 特定資産積立支出	32,596,000
8. 借入金収入	0	8. 繰越金	447,000
9. 基本財産取崩収入	31,835,000	9. 予備費	1,976,000
10. 特定資産取崩収入	23,583,000		
11. 繰越金	7,517,000		
収　入　合　計	98,076,000	支　出　合　計	98,076,000

令和４年度　決　算

一　般　会　計　土地改良法の改正に伴い、令和4年度より複式簿記になりました。

（単位：円）

収　入　決　算			支　出　決　算		
1. 土地改良事業収入	32,273,084	24.83%	1. 土地改良事業費支出	22,390,800	17.23%
2. 附帯事業収入	22,500	0.02%	2. 一般管理費支出	1,690,071	1.30%
3. 特定資産運用収入	3,473	0.00%	3. 土地改良事業負担金支出	12,989,000	9.99%
4. 補助金等収入	81,481,000	62.69%	4. 借入金返済支出	77,131,894	59.34%
5. 業務受託料収入	773,930	0.60%	5. 出資金取得支出	0	0.00%
6. 雑収入	805,326	0.62%	6. 特定資産積立支出	4,737,719	3.64%
7. 借入金収入	5,007,000	3.85%	7. 繰越金	11,040,611	8.49%
8. 基本財産取崩収入	46,324	0.04%	8. 予備費	0	0.00%
9. 特定資産取崩収入	0	0.00%			
10. 繰越金	9,567,458	7.36%			
収　入　合　計	129,980,095		支　出　合　計	129,980,095	

科　目	友部	北川根	友部中央	随分附	南友部	共通経費	合計
繰越金内訳	3,871,930	1,681,693	793,766	581,982	711,599	3,399,641	11,040,611
積立資産内訳	68,405,789	49,822,092	54,632,084	52,411,758	4,795,503	0	230,067,226
借入金内訳	31,517,000	0	44,671,000	27,018,000	0	0	103,206,000

※予算・決算等の詳細については、地元役員・総代が議案を保有しておりますので必要に応じお問い合わせください。
（令和5年度決算は、令和6年5月31日まで会計が動いていたため総代会で承認されておりません。）

賦課金について

令和6年度友部土地改良区の賦課金は、事務経常賦課金が10a当り2,100円で、維持経常賦課金については、地区別に単価が決定されています。各地区の賦課金の単価、賦課期日、納入期限については、下記のとおりです。また、令和5年度より請求合計金額が2,000円未満の方は経費の観点から賦課金を減免しています。

賦　課　単　価

（単位：円）

地区名		事務経常賦課金	維持経常賦課金	合計（10a当り）
友部（小原・市原・滝川）	田	2,100	5,400	**7,500**
	畑	2,100	1,620	**3,720**
※北川根	田	2,100	5,000	**7,100**
	畑	2,100	1,800	**3,900**
友部中央	田	2,100	6,700	**8,800**
	畑	2,100	2,010	**4,110**
随分附	田	2,100	6,700	**8,800**
	畑	2,100	2,010	**4,110**
南友部	田	2,100	7,900	**10,000**
	畑	2,100	2,370	**4,470**

賦課期日・納入期限

賦課期日	納入期限（口座振替日）
令和6年6月3日	令和6年7月1日

＊全地区６月末の全期払いとなります。
納入期限にご注意ください。

賦課金は、改良区運営のための重要な
皆さんの財産です。
納期内に必ず納めましょう。

※北川根地区は、農地集積が達成され、促進費補助金が交付されたことにより当初予定より積立金が増加したため、令和4年度より5年間（令和8年度まで）10aあたり1,000円賦課金が減免されます。
・霞ケ浦用水受益地区は、霞ケ浦用水賦課金（3,900円/10a）が霞ケ浦用水土地改良区より別途請求されます。

賦課金軽減につながる農地集積へご協力をお願いします！

県営事業実施地区（友部中央地区）の農地の55％以上を担い手へ集積すると、県営工事費に補助金（1千万円以上）が交付されます。これを見込んで事業完了後の賦課金が設定されており、今後の賦課金軽減へ直結しますので、農地集積へのご協力をお願いいたします。（貸借の際は必ず農業公社、又は市農政課にお問合せの上、土地改良区の担い手へ集積（貸付）をお願いします。）

事業報告・事業計画

令和５年度の事業報告

○令和5年度　県営経営体育成基盤整備事業報告
（事業主体：茨城県県央農林事務所）
・友部中央地区　排水路0.22kmを実施。
・南友部大田町地区　区画整理 4.4ha、暗渠排水工 1.7ha、
その他附帯工事を実施。

令和5年度の状況

友部中央地区
排水路敷設工事

南友部大田町地区
区画整理工事の様子

友部土地改良区内におきましては、多くの地区が組織を作り、多面的機能支払交付金事業に参加して下さっています。当該事業にて排水路・溜池の草刈、泥上げや補修をして下さる地区もあります。組織の活動により改良区の維持管理費削減の効果を上げており、今後の賦課金軽減へ直結していきますので、この場を借りて御礼申し上げますと共に、今後とも引き続き活動組織へのご協力をお願いいたします。

令和６年度の事業計画

本年度も例年通り維持管理事業を実施してまいります。各用水機場・溜池の管理人さんのご尽力に御礼申し上げます。令和6年度事業計画につきましては次の通りです。

○県営経営体育成基盤整備事業
（事業主体：茨城県県央農林事務所）
・友部中央地区　排水路0.6km、支線道路0.9km

○農地中間管理機構関連農地整備事業
（事業主体：茨城県県央農林事務所）
・南友部大田町地区　用水路工一式

友部土地改良区からのお知らせ

・蛇口の盗難・凍結防止について

近年、県内各地で金属製品の盗難が多発しており、当改良区内でも数年前から蛇口やモーターの盗難が発生しています。各水田の蛇口は個人財産（個人管理）ですので、盗まれたり破損された場合は自費での修理になります。

また、冬期の凍結による蛇口破損の対策として、用水期が過ぎたら蛇口を必ず開けておいてください。（真鍮製蛇口の場合は、盗難防止のためにも原則蛇口を外して個人で保管してください。）ポンプなど共有施設も、皆さんの財産です。周囲の目が防犯にもなりますので、対策にご協力をお願いいたします。

・農業用水の適正な利用にご協力をお願いします！

土地改良区の蛇口から出る水量は、設計で基準があります。目安としては、1反歩あたり1秒間で缶ジュース（350ml）1本、3反歩あたり1秒間で1Lのペットボトルを満たす量です。（それ以上に出ている場合、蛇口を絞らないと、他の蛇口から水が出ないことになります。）出すぎている蛇口はお互いに絞っていただき、マナーを守って、限りある資源である用水の節水および有効利用にご協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

・公道走行時のお願い

農作業後トラクター等で公道へ出る際は、泥を落としてから走行するようご協力をお願いいたします。

・危ない!! 用水路やため池で遊ばないで！

毎年、農作業が盛んな4月から9月にかけて、用水路や溜池の水位が上がり、場所によっては水深が1メートル以上になります。子供が転落すると大事故につながります。痛ましい事故を防ぐため、水路や溜池で遊ばないよう、ご家庭でも話し合って頂くとともに、こうした場面を見かけたらお声がけをお願いいたします。

・施設の補修・事業の要望について

用排水施設の修理、新規事業等について要望がありましたら、役員・総代を通じて事務局に提出してください。要望内容を確認のうえ対応いたします。

・用水期の故障等の際の協力依頼について

蛇口の水量は、地区役員や機場の管理人が日々調整を行っています。用水前には機場点検・泥上げ等を行い万全を期しておりますが、故障や管のつまりは不可避的に発生します。その度に役員・管理人が農作業を中断し修理や対策を行っています。万一不測の事態や調整時の緊急停止等の際には組合員の皆様にもご協力をいただく場合がありますので、ご理解のほどお願いいたします。

役員退任・就任のお知らせ

友部土地改良区の役員（監事）が退任し、新たに就任されましたので報告致します。

役　職	氏　名	地　区	役　職	氏　名	地　区
旧監事	山口　秀哉	小原	新監事	須藤　富夫	小原

新役員任期　令和6年3月25日　就　　任
令和8年3月24日　任期満了

知っていますか？必ず届出が必要です！

●組合員資格得喪通知届出について

土地改良法第43条（組合員の資格得喪の通知義務）で、次のような方は当改良区に**『組合員資格取得・喪失通知書』の届出をすることが義務づけられています。**

※組合員の死亡等により相続が発生したとき
※住所を変更したとき
※贈与・売買等により所有権を移転したとき
※貸借または経営移譲により、耕作者が変わるとき
＊市役所、法務局、農協等の名義変更とは別に当改良区への申請が必要となりますのでお願いいたします。

●施設使用は許可を受けてください

次のような方は、地元総代・役員の同意を得た上で、必ず『施設使用承認申請書』を改良区へ提出し、許可を得てください。

※用排水路を横断し出入口を設置するとき
※当改良区所有地に水道管および排水管を埋設するとき
※排水路へ地区外の田から排水、合併浄化槽処理水、雨水等を放流するとき
※その他、当改良区の施設を使用するとき
＊状況に応じて、施設の使用料を納めていただく場合があります

●農地転用について

農業委員会に提出する農地転用（田畑転換含）や公共事業のために売却するときには、必ず『農地転用等通知書』及び『地区除外申請書』を地元総代・役員の確認書を添えて当改良区に提出してください。地区除外（田畑転換含）の際には、維持管理費の決済金を納めていただきます。

土地改良区の合併協議について（お知らせ）

市内にある友部土地改良区、笠間地区土地改良区、宍戸土地改良区、岩間土地改良区の統合整備推進について協議するため、令和5年10月24日に第1回合併推進協議会を開催しました。

構成員については、各改良区の理事長並びに理事会で推薦された維持管理工区の代表者及び県、市、県土連の職員、合わせて27名で組織されています。

友部土地改良区の小薗江理事長が会長となり、岩間土地改良区　石田理事長、笠間地区土地改良区　森理事長、宍戸土地改良区　星野理事長の3名が副会長に互選されました。

その後、令和5年12月20日に第2回、令和6年2月6日に第3回の会議を開き、新役員、総代定数や賦課金等について協議を継続しています。合併協議について、具体的な内容は総代会で議案に掲載し報告しております。

当改良区事務局に要望等がございましたら、下記宛にご一報下さい。

水土里ネット

〒319-0294
茨城県笠間市下郷5140　岩間支所内
水土里ネット　友部
TEL 0299-45-0530・0531　FAX 0299-45-0532